正しい理解で利益を増やす

建設業の消費税

＝全７回の６＝

日本経営士会　経営士　服部正雄

軽減税率の導入と適格請求書等保存方式の導入について

まず軽減税率の導入については、別で紹介例が多くあるので、ここでは割愛させていただきます。これまで以上に的確な判断ができる経理力が必要となります。

今回の消費税改正に伴い、軽減税率の導入と適格請求書等保存方式（インボイス制度）の導入というものがあります。適格請求書等保存方式は、建設業界に影響が大きいこともあり、その概要について以下のように説明させていただきます。

適格請求書等保存方式は２０２３年10月１日から開始されます。適格請求書とは売り手が買い手に対して、正確な適用税率や消費税額などを伝えるための手段です。国税庁の資料によると①適格請求書発行事業者登録制度が始まり、21年10月１日から原則として23年３月31日までに、適格請求書発行事業者の登録申請書を税務署に届けることができます。

より的確な判断できる経理力が必要

一人親方など多くの建設業の免税事業者は、適格請求書発行事業者に登録しないと、外注先の相手として不都合の事業者ともいえる訳で、排除される可能性もあり、小規模の免税事業者にとっては死活問題だと、従来は免税事業者からの請求書も含め、外注費などの仕入れ税額控除ができていましたが、23年10月からは適格請求書発行事業者以外からの請求書では税額控除ができなくなります。

必要である（法人番号を有する課税事業者になる）②適格請求書発行事業者（売り手）は、適格請求書（課税事業者の番号を記入した請求書）を買い手に提出する義務が課せられる③仕入れ税額控除の要件（買い手）の留意点として、一定の事項を記載した請求書保存が仕入れ税額控除の要件となる―とあります。

大まかにご説明させていただいたといえます。